

令和4年度

社会福祉法人 東みよし町社会福祉協議会 事業計画

基本方針

社会的孤立やつながりの弱さなどから生活がしづらいなど、制度だけでは対応しにくい福祉課題・生活課題に向き合い、解決に向けて整備してきた相談・支援体制のもと、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し共生する地域社会の実現のため、役職員が一丸となり地域福祉の創成と推進に取り組んでいきます。

簡単には解決しない課題も多くありますが、出口支援に導くだけの相談支援ではなく、制度やサービスに結び付かなくても相談支援そのものをサービスとして、断らない相談支援体制、社会とのつながりや参加の支援、支えあうための地域づくり支援を一体的に実施していきます。

誰もが地域・暮らし・生きがいを、共に作り高めあうことが出来る【地域共生社会】の実現と、住まいを中心として介護・医療・予防・生活支援が一体的に提供される【地域包括ケアシステム】の構築を、第3期地域福祉活動計画の基本理念である【自然とやさしさ心ふれあう福祉の郷】のもと、自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉法人や関係機関がつながりあい、地域福祉活動から良い人間関係を構築し、ひとりひとりが主役となった支え愛のある地域づくりを目指します。

重点目標

1. 社会福祉法人として健全運営と公益的な事業の強化
2. 地域住民の参画と協働による地域福祉活動の推進
3. 総合相談・生活支援体制の確立と機能強化
4. 他機関との連携と情報共有の強化
5. 災害時対応力の向上
6. 退職世代の学び・交流・活躍の場作り
7. 介護保険サービスの質の向上と人材育成の強化
8. 地域包括支援センターの運営
9. 受託事業の適正な実施

実 施 事 業

Ⅰ．総務課

健全運営と公益的な事業への取り組みを強化します

（１）社協の基盤強化

- ①理事会・評議員会・監事会の開催
- ②役職員研修会等の実施及び参加
- ③組織体制強化と人材の育成
- ④財務経営管理の強化
- ⑤関係機関、団体等との連携強化

（２）広報宣伝活動の強化

- ①社協広報の発行 年２回（全戸配布）
- ②町広報紙への掲載及び社協掲示板を利用しての情報公開
- ③ホームページ等インターネットによる情報公開

（３）社協会員募集及び善意銀行事業

- ①社協会員の増強と自主財源の確保
- ②善意銀行事業
- ③児童福祉基金

（４）公益事業

- ①本会の特色を生かした福祉サービスの創出と実践

（５）収益事業

- ①自動販売機設置事業
- ②介護用品事業
町内在住の障害者や虚弱高齢者におむつなどの介護用品を販売

2. 地域福祉課

★地域福祉事業

(1) さんわ会事業

地域の支え愛の再構築と地域課題の可視化を目的に「話と和をもって支え合いの輪をつなげる」をキーワードに地域座談会を開催する。

- ①住民座談会
- ②支え愛マップ（要援護者マップ）作成及び更新
- ③防災・減災学習（避難訓練、防災講話、炊出し訓練等）
- ④その他体験講習（高齢者疑似体験、赤十字救急法講習会等）

(2) 地域福祉活動計画推進事業

第3期地域福祉活動計画に基づいた小地域活動や中学校区での地域福祉活動の推進及び支援を継続的行なう。

- ①第3期地域福祉活動計画の推進
- ②小地域福祉活動の支援

(3) ふれあい・いきいきサロン支え隊事業【町受託事業】

地域の支え合いや閉じこもり防止・介護予防を目的とし、地域で自主運営されるサロン活動の運営支援を行ない、利用者及びボランティア等の身近な地域での居場所と活躍の場を創出する。またサロン連絡協議会による交流や担い手の育成を行う。

(4) こどもの居場所づくり推進事業

児童公園などを活用した子どもや子育て世帯の居場所づくりと交流の場となる『こども★さろん』の提供。また、こども食堂等の実施機関との連携、協力により食事の提供体制を推進する。

(5) 地域支援事業【町受託事業】

高齢者の健康寿命を増進し、生きがいをもって活力ある生活を続けていただく為、高齢者の居場所づくりと身近な地域での通いの場を提供する。またいきいき百歳体操やフレイル予防推進事業などで、理学療法士やフレイルサポーターなどの専門職を活用した健康維持プログラムの定期的・継続的な推進を行う。

- ①通いの場を通じた健康維持プログラムの提供
- ②フレイルサポーターの養成及び連携体制の構築

(6) 生活支援体制整備事業【町受託事業】

地域住民等が主体とする協議体と生活支援コーディネーターが共に考えながら「地域における支え合い活動」を創設・展開し地域の問題解決を図っていく仕組みづくりを構築する。

- ①第1層（町域）及び第2層（概ね小学校区）における推進会議の開催
- ②日常生活圏域を反映した第2層協議体の区割りの見直し及び第2層生活支援コーディネーターの養成・配置
- ③地域課題の表出と取り組み内容の具現化
- ④サービスの開発と担い手の育成

(7) 利用者向けデジタル活用支援推進事業【国庫補助事業】

デジタル技術を使いこなす能力に不安がある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続き・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を行うため講習会を開催することにより、「デジタル格差」の解消を図る。

- ①スマホ講習会の開催
- ②スマホ相談会の開催

(8) 赤十字事業

- ①日本赤十字社徳島県支部 東みよし分区事務局業務全般
- ②日本赤十字社活動支援費の募集
- ③小規模災害時見舞品交付
- ④赤十字奉仕団活動の推進

(9) 共同募金運動の展開・東みよし町共同募金委員会

- ①東みよし町共同募金委員会の運営
- ②赤い羽根共同募金活動の展開
- ③歳末助け合い運動の実践
- ④東みよし町を良くするしくみづくり助成事業

(10) ボランティアセンター事業

- ①ボランティア連絡協議会との連携強化
- ②ボランティア団体の育成及び活動支援
- ③防災・災害ボランティアセンターの推進
- ④ボランティア入門講座、体験学習、研修会等の開催
- ⑤ボランティア保険への加入
- ⑥児童・学生ボランティアの育成

(11) 災害時対応力の向上

- ①事業継続計画（BCP）の検証及び更新
- ②災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加
- ③防災啓発事業の実施
 - i 防災フェスティバル2023の開催
 - ii 夜間の防災体験の開催
 - iii その他防災啓発事業
- ④職員研修の実施
- ⑤人材の育成

(12) シルバー人材センター事業

60歳以上の方がはたらくことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する

- ①シルバー請負事業 ～臨時的・単位的・軽易な作業の請負～
- ②短時間日常生活支援事業
- ③シルバー派遣事業

(13) シルバー大学校・大学院事業【県受託事業】

多分野の学習と講師・学生間交流を通じて、能力の再開発、地域福祉推進リーダーの養成を行う。

- ①シルバー大学校（55歳以上）
 - 受講日 毎週水曜日
 - 定員 35名（健康コース20名、ICTコース15名）
- ②シルバー大学院（55歳以上）
 - 受講日 毎週月曜日
 - 定員 15名（ICTコースのみ）

(14) 各種福祉団体の事務局担当及び活動の支援

- ①町老人クラブ連合会
- ②町遺族会
- ③町身体障害者会
- ④町手をつなぐ育成会
- ⑤町ゲートボール協会
- ⑥町ボランティア連絡協議会
- ⑦町ふれあい・いきいきサロン連絡協議会
- ⑧三加茂福祉委員会
- ⑨ボランティアグループ愛

★生活支援事業

(1) 生活困窮者自立支援事業

相談支援員・就労相談支援員を配置し、支援員が中心となり関係機関等と連携して支援調整会議を開催し包括的に相談援助業務を行う。

- ①就労準備支援
- ②家計改善支援
- ③一時生活支援事業(新規事業)

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援し、新たな住まいの確保及び就労等による自立を目指す。

- ④フードバンク、フードドライブ事業
- ⑤心に寄り添うクリスマス事業

(2) 生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援を行うことにより世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図る。

- ①民生委員児童委員協議会と連携して要援護世帯への援助
- ②長期償還滞納者への償還指導

(3) 福祉つなぎ資金貸付事業

臨時的出費、収入の欠如等により生活を維持することが困難な世帯に緊急的に貸付を行う。

- ①生活福祉資金制度の貸付決定者
- ②母子父子福祉資金貸付制度の貸付決定者
- ③一時的に生活が困窮された方

(4) 日常生活自立支援事業【県社協受託事業】

専門員と生活支援員を配置し、判断能力が不十分な認知症高齢者等が住み慣れた地域で自立して生活ができるように、福祉サービスの利用援助を行う。金銭管理・書類預かりサービスも行ない成年後見制度利用に満たない方の支援を行う。

- ①専門員、生活支援員の配置
- ②民生委員等関係機関と連携して要援護者への援助

(5) 法人後見事業

判断能力が不十分な人の権利を守り支えるために、法人後見人として成年後見制度の推進を行えるよう体制整備を行う。

(6) 居住支援事業【国補助事業】

低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯などで住宅を確保することが難しい方（住宅確保要配慮者）が、民間賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう推進する。不動産、福祉・医療、法律、行政、研究者などの専門家で構成し、住宅確保要配慮者への相談、入居支援及び入居後のサポート等を行う。

- ①東みよし町居住支援協議会事務局及び関係団体との連携
- ②新たな住宅セーフティネット制度等の周知普及や登録促進
- ③入居前、入居中や死亡・退去時の支援
- ④外国人の入居を円滑に進める取り組み
- ⑤サブリース方式での支援付きセーフティネット住宅の運営の取り組み
- ⑥刑務所出所者、障がい者への居住支援の取り組み
- ⑦その他、要配慮者支援に関すること

(7) 総合相談事業【町受託事業】

- ①各種相談事業（各関係機関との連携）
- ②合同相談所開設

心配ごと・人権・行政・消費者・身体障害者・居住支援の窓口を設け、関係機関との連携、調整により悩みごとの改善に努める。

○三好地区

開催場所 ふれあい健康館

開催日時 毎月第2・第4木曜日 10時から12時まで

○三加茂地区

開催場所 社協会議室

開催日時 毎月第1・第3金曜日 13時から15時まで

- ③山間地出張相談の実施
- ④相談員研修会への参加及び実施

(8) 見守りサービス事業

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等を定期的に訪問することにより、住み慣れたまちで安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するために実施。

- ①配食サービスを通じた定期的な見守り活動の実施（有料：毎月2回）
- ②生活支援コーディネーター：つながり通信による戸別訪問（毎月1回）
- ③三好警察署との連携による特殊詐欺防止のための戸別訪問
- ④8月と12月に季節に応じた食事などをお届けすることによる見守り活動の実施

(9) 高齢者移送サービス事業【町受託事業】

山間地域に居住する交通手段がない方や不便な世帯の 65 歳以上の高齢者や障がい者の方を、乗合バスにより町内の医療機関及び公共機関等へ送迎することにより在宅で自立した生活を送るために実施。

- ①三好地域 増川地域 東山地域 畑・法市・足代山分地域
- ②三加茂地域 大藤・奥村地域 加茂山地域 西庄・三枝地域
木藤・黒長谷・毛田・毛田西山地域

(10) 福祉用具貸与事業

障害者や高齢者へ、福祉用具を提供することにより、在宅で自立した生活が送れるように支援を行う。

- ①貸出可能福祉用具 電動ベッド・マット・車椅子・歩行器

(11) 福祉電話設置事業

要援護者世帯等で通信手段がない世帯に対して、緊急連絡を可能とする為の電話の設置を行い、互助力・共助力の向上をはかり、地域から孤立や孤独をなくす。

(12) まごチャンネル設置事業【町受託事業】

まごチャンネル設置運用により、一人暮らし高齢者等とその家族の見守り体制を構築する。

(13) 地域生活支援事業【三好市・東みよし町受託事業】

障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう各種事業を実施する。

①生活支援事業

- ・自発的活動支援事業
- ・生活訓練等事業

②意思疎通支援事業

- ・手話通訳者派遣事業
- ・要約筆記者派遣事業

③社会参加支援事業

- ・声の広報発行事業
- ・スポーツレクリエーション教室開催等事業

3. 在宅福祉課

(1) 介護保険事業及び障害福祉サービス事業等

法令順守を基本とした職員体制を整え、職員一人一人が知識向上への学びを行い、利用者の声を聞き、寄り添う気持ちを持ちながら利用者の在宅生活をよりよく、そして安心安全に過ごしていただけるようお手伝いをさせていただきます。

◎在宅介護者の会（新規事業）

自宅において寝たきりの方や認知症等の高齢者を介護されているご家族に、コロナ禍の状況も踏まえながら、介護に関する情報交換やリフレッシュを目的とした時間を過ごしていただく会の開催をめざす。

◎令和3年度介護保険改定事項【全サービス共通】継続

☆感染症対策の強化（3年の経過措置期間を設ける）

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

☆業務継続に向けた取組の強化（3年の経過措置期間を設ける）

感染症や災害発生時、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築、計画の策定、研修実施、訓練（シミュレーション）

☆高齢者虐待防止の推進（3年の経過措置期間を設ける）

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の定め義務付け

☆ハラスメント対策の強化

① 通所介護事業所（おおぐす荘・さざんか荘）

感染症対策を行い、利用者、職員の感染を防ぎ、利用の継続ができるよう努める。また、利用者減少に伴い、おおぐす荘は定員を一体型に変更し50名から35名、さざんか荘は一体型38名でしたが35名に変更し、サービス内容の充実をはかり多くの方が集えるデイサービスをめざす。

・介護保険事業

・介護予防・日常生活支援総合事業

・基準該当障害福祉サービス生活介護事業

（4月からは、おおぐす荘も受け入れ可能となり、両通所事業所で対応していく。）

・地域住民又はボランティア団体との連携・協力を努める

（感染症のことも考慮した中、交流を考えていきたい）

・幼児、児童、学生と利用者とのふれあい交流会開催

（感染症のことも考慮した中、触れあえる場を考えていきたい）

・非常時の避難訓練の実施

②訪問介護事業所

感染症対策を行い、利用者、職員の感染を防ぎ、訪問を継続して行えるように努める。山間地域の利用者の受入も引き続き行い、町全域へのサービスの充実をはかる。また、職員体制に合わせた加算を取得していく。

- ・介護保険事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・障害者居宅介護事業

③居宅介護支援事業所

感染症対策を行い、利用者、職員の感染を防ぎ、調査、訪問を継続して行えるように努める。

- ・居宅介護支援事業
- ・各種相談援助

(2) 介護予防事業（きらめき元気アップ教室）

現在、さざんか荘のみ実施。今後も各通所事業所は積極的に受け入れを行う。

(3) 人材育成

①認知症介護基礎研修受講の義務づけ（3年の経過措置期間を設ける）

（令和3年度介護保険改定事項デイサービスで資格を有しない者）

②認知症介護実践者、実践リーダー研修への受講

③担い手講習会の実施と活躍の場作り

- ・介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスA従事者研修
- ・生活援助従事者研修

④介護福祉士資格取得に向け、介護職員実務者研修への受講

4. 東みよし町地域包括支援センター

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態となることを予防するため、地域の実態把握とともにその心身の状況・環境・その他の状況に応じて、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう支援する。

①介護予防・生活支援サービス事業

- ・のびのび教室の開催（三好地区・三加茂地区の2カ所）
- ・訪問型サービス（運動・口腔・栄養）

②一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発

(2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送る事ができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う。

①総合相談

②地域包括支援ネットワーク構築

③実態把握

(3) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることが出来るよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

①高齢者虐待の防止および対応

②消費者被害の防止および対応

③判断能力を欠く状況にある人への支援

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるよう地域の基盤を整えとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

①包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

- ・関係機関との連携体制構築
- ・介護支援専門員同士のネットワーク構築支援
- ・介護支援専門員の実践力向上支援

自立支援ケア会議の開催（年2回）、 ケアマネ研修会（年4回）

- ・多職種との連携

②介護支援専門員へのサポート

○社会保障の充実分

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、医療と介護を一体的・効果的に提供していくために、関係者間で有効な情報連携を行い、切れ目のないチームケアの体制づくりを目指す。

(2) 認知症総合支援事業

認知症の人の意見が尊重され、地域全体で認知症の人やその家族を支えられるよう支援体制の構築を目指す。

- ・ 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ・ 見守りネットワークの仕組みづくり、チームオレンジに向けての取り組み
- ・ 認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の実施
- ・ 徘徊模擬訓練の実施
- ・ 認知症初期集中支援チームとしての活動
- ・ 認知症地域支援推進員としての活動
- ・ 認知症カフェの普及及び活用
- ・ 認知症の介護者への支援

(3) 地域ケア推進事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域課題を抽出、課題解決に必要な施策を町と協力して検討する。

指定介護予防支援事業

①介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう指定介護予防支援を行う。

②介護予防ケアマネジメント業務

総合事業において、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。